

# 原発事故被災者の 健康に対する権利とその危機的状況

## —栃木県からの報告—

2016年6月22日

宇都宮大学国際学部 清水 奈名子  
[nshimizu@cc.utsunomiya-u.ac.jp](mailto:nshimizu@cc.utsunomiya-u.ac.jp)

# これまでの取り組み

- 宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター内  
「福島乳幼児妊産婦支援プロジェクト」(2011-2015) メンバー  
「福島原発震災に関する研究フォーラム」(2015-) メンバー

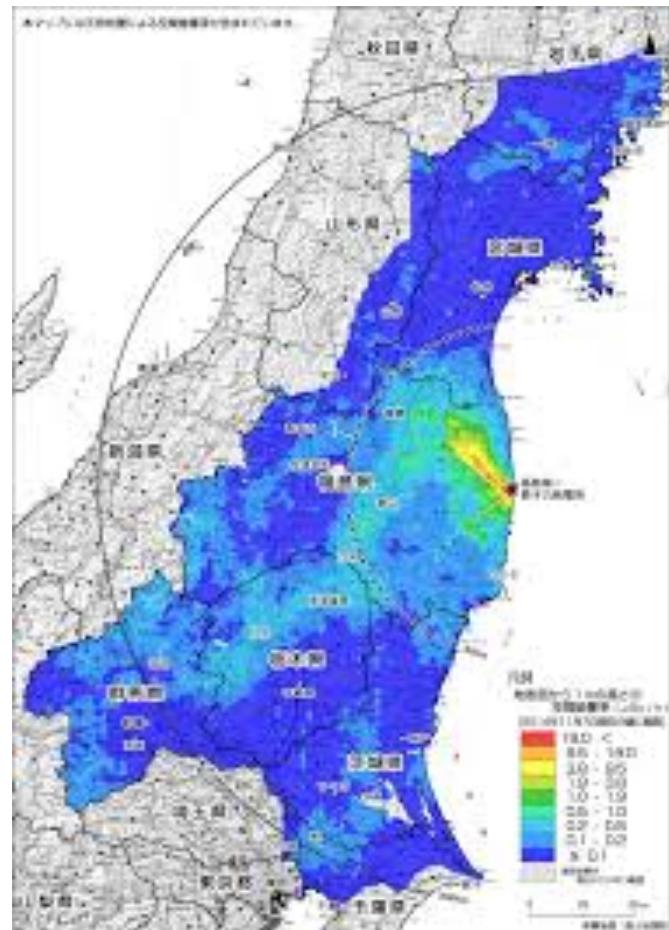
## <主な取り組み>

- ①福島県から栃木県への避難者支援活動・交流会の開催
- ②避難者への聞き取り調査実施
- ③栃木県内汚染地域における聞き取り及びアンケート調査実施
- ④調査結果の報告会開催・報告書刊行
- ⑤復興庁・環境省・自治体宛ての要望書提出・面談

# 1-1 被害の広域性

福島県及びその近隣県における地表面から1m高さの空間線量率の測定結果(平成26年11月7日時点(事故から44か月後)(H27.2.13 原子力規制委員会HPより)

- 福島第一原発によって放出された放射性物質による汚染は福島県境を越えて広がっている。
- 栃木県北地域をはじめ、福島県内と同程度の汚染に直面する地域がある。



# 1-2 汚染状況重点調査地域

- 環境省が指定した汚染状況重点調査地域は、以下の8都県（市町村数）にわたる。

岩手県(3)・宮城県(9)・福島県(41)・茨城県(20)・栃木県(8)・群馬県(12)・埼玉県(2)・千葉県(9) 合計 104市町村(2012年)

→2016年6月現在 99市町村

# 1-3 汚染状況重点調査地域の定義

- 定義：(環境省報道発表資料 2012年2月24日付)

その地域の平均的な放射線量が1時間当たり  
0.23マイクロシーベルト以上 の地域を含む市町村  
を、地域内の事故由来放射性物質による環境の  
汚染の状況について重点的に調査測定をすること  
が必要な地域として、市町村単位で指定。

→外部被ばくのみを想定／内部被ばくは考慮されず

# 1-4 福島周辺地域における支援格差問題

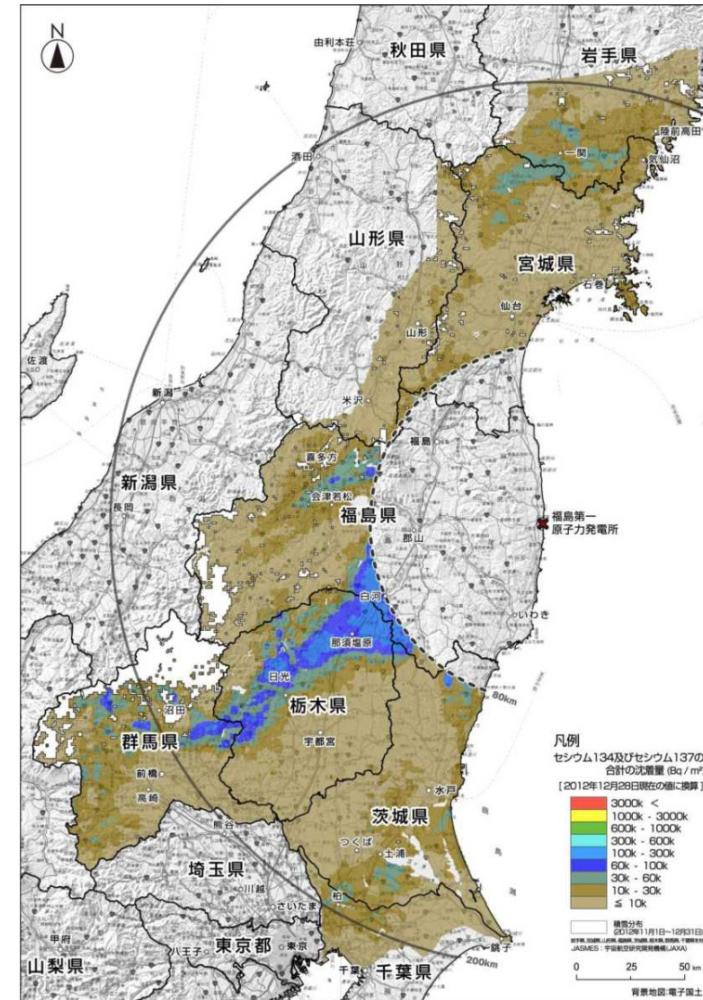
## 栃木県における汚染状況

- ・ 汚染状況重点調査地域として  
8市町の指定

佐野市(2016年に解除)、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町

- ・ 事故後5年を過ぎた後も空間放射線量率が毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ を超えるホットスポットが残る現状

地表面へのCs134, 137の沈着量合計(平成24年12月28日現在)



# 1-5 不均一な汚染状況と対策の遅れ

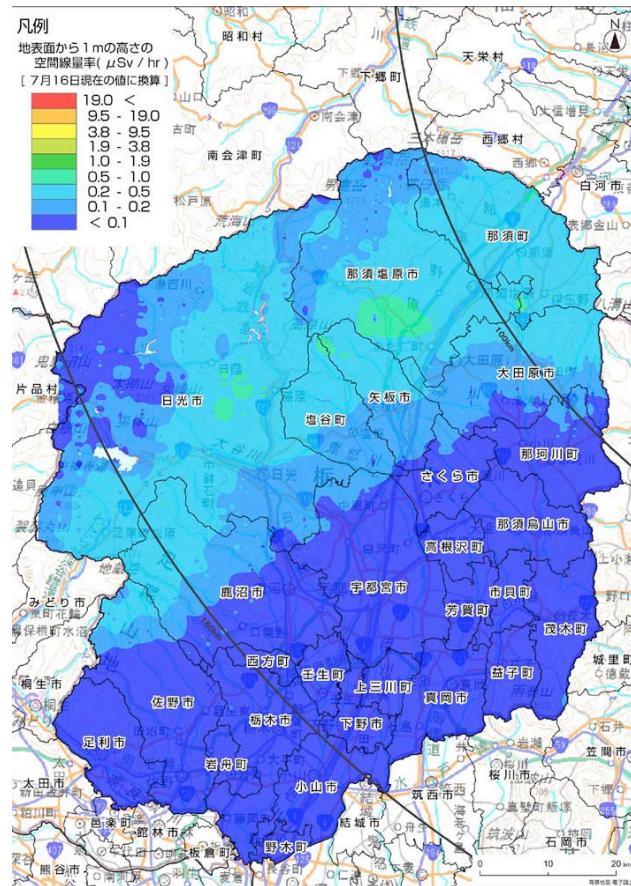
栃木県北地域に偏った汚染状況

県全体の問題としての  
認識と対策の遅れ

宇都宮市  $0.07\mu\text{Sv}/\text{h}$   
(県庁所在地 市役所本庁舎)

那須塩原市  
(筿川 堀場河川公園)  
除染前: H25.5.23  $0.67\mu\text{Sv}/\text{h}$   
除染後: H25.12.26  $0.45\mu\text{Sv}/\text{h}$

栃木県内の空間放射線量マップ  
(2011年7月) 文部科学省HPより



# 1-6 観光業者・生産者の保護の優先

- 2011年4月5日  
栃木県知事による「栃木観光安全宣言」

「本県の観光地には地震等の直接的な被害、福島第一原子力発電所の事故による影響はほとんどなく、大気も、水も、食べものも、『安全で安心なもの』を提供しています。」

県としては風評による栃木県の観光地への影響を完全に排除するため、改めて、ここに『とちぎ観光安全宣言』を行うものです。」

# 1-7 進まない除染

## ①モニタリング・ポスト周辺の除染

ポスト周辺のみ数値が低く、

傍にあるホットスポットの値は相変わらず高い  
→線量は低下したと誤解され、対策が進まない恐れ

## ②政府予算による除染メニューの制限

最も効果が高いとされる表土除去が含まれず

2013年6月には栃木県知事・市長会・町村委会より環境大臣・復興大臣あての要望書提出「比較的線量の高い地域と同等の財政措置を」

# 1-8 健康調査の不実施

- ・ 政府予算による健康調査も実施されていない
- ・ 栃木県が設置した  
「放射線による健康影響に関する有識者会議」

「本会議は県内の被ばく状況や現時点での科学的知見を踏まえ、『栃木県内は将来にわたって健康影響が懸念されるような被ばく状況はない』と評価し、また、『今後、臨床的な検査を含む健康調査等は必要ない』と判断した。」  
(2012年6月の報告書)

# 1-9 原発事故子ども・被災者支援法

2012年6月に議員立法・全会一致で可決成立

- 意義①放射線が人の健康に及ぼす危険が科学的に十分解明されていないことを認める
- ②子ども（胎児を含む）と妊婦に特別に配慮しつつ健康被害を未然に防ぐことを重視
- ③自主避難者も含めて支援対象とすることで被ばくを避ける権利の実現に資する
- ④福島県以外の汚染地域をも対象として除染、生活、健康調査や医療の提供を可能とする

# 1-10 支援法基本方針に 被災者の声の反映を求める動き

- 180を超える自治体、市民団体が支援法の基本方針の早期策定を求める要望書を提出
- 基本方針作成に際しては①追加被ばく線量年間1 mSv以上の地域を支援対象地域とすること②自主避難者への支援を拡充すること③被災者の声を反映するための公聴会を開くことを要求。

# 1-11 復興庁への要望提出

- FSPも2012年度の避難者アンケート、県北の保護者アンケートの結果と、その結果に基づいた要望書を2012年3月に、4月には追加の要望書も復興庁宛に提出。



# 1-12 被災者の声を反映しない 基本方針の閣議決定

- 復興庁は急きよ、2013年8月30日に「基本方針案」をHP上で公表、2週間の短期間でのパブリックコメントを開始。その後批判を受けて、2回の説明会を実施し、パブリックコメントの実施期間を10日間延長。**公聴会は開催されず。**
- 10月11日に大幅な修正なく基本方針案を閣議決定。自主避難者への支援拡充、借り上げ住宅の新規提供や借り換え、受入自治体ごとの支援格差の是正、福島近隣地域における効果的な除染や健康調査の実施など、**被災者の訴えの多くは反映されず。**

# 1-13 子ども・被災者支援法と栃木県

- 支援対象地域とすることを求める地域住民、自治体の要望にもかかわらず、他の近隣汚染地域と同様に、栃木県は支援法の「支援対象地域」からは外れ、同法に根拠規定のない「**準支援対象地域**」とされた

→ 今後の支援内容や時期は不明確に

県知事から復興大臣宛ての緊急要望（2013年9月12日）

那須塩原市からの意見提出（9月13日）

栃木県議会による意見書（9月17日）

## 1-14 放射線防護基準の緩和と 年間20ミリシーベルトの追加被ばく線量巡る論争

校庭使用再開の基準として文部科学省が設定した年間追加被ばく線量20ミリシーベルトという基準

→ 国内外で多くの批判を受けてきた

↔公衆の年間追加被ばく線量は1ミリシーベルト

しかし日本政府はその後も20ミリシーベルトの基準を変更せず

## 2-1 栃木県北の被災者の現状

- 「見えない被災者」問題

福島県外の被災地は全国的に認知されず

栃木県内でも問題が共有されず

- 「放射線への不安を自由に話せない」

「風評を煽るのか」と批判されることへの恐れ

周囲の人々の不安を搔き立てることへの遠慮

## 2-2 市民による自発的な活動による対策

- 政府予算による効果的な除染や健康調査が進まないなか、一部の市民による自発的な対策や活動が先行してきた
- 勉強会
- 線量の定期的な測定と公開
- 線量マップの作成
- 食品検査の請負とコンサルティング
- 自治体や県、政府への政策提言など



## 2-3 子どもを抱える保護者の不安

- ・ 不安を抱える一部の保護者の要請を受けて  
乳幼児保護者を対象とした無記名のアンケート調査  
実施へ
- ・ 予備調査（2012年8月実施）  
那須塩原市の幼稚園、保育園（1園ずつ）  
保護者245人より回答（回収率53%）

94%が「震災後の子育てに関して心配なことがある」

## 2-4 2013年の38園での調査へ

＜アンケート実施期間＞

2013年8月22日～2013年10月9日

＜実施者＞

宇都宮大学国際学部附属

多文化公共圏センター(CMPS)

福島乳幼児・妊産婦支援プロジェクト(FSP)

＜協力＞

那須塩原市・那須町

## 2-5 対象者と回収数・回収率

＜対象者＞ 以下の園に通園する児童の保護者  
3,241世帯 合計38園(全園数の9割)

那須塩原市

全ての公立保育園・幼稚園(14園)

私立幼稚園(15園)

那須町

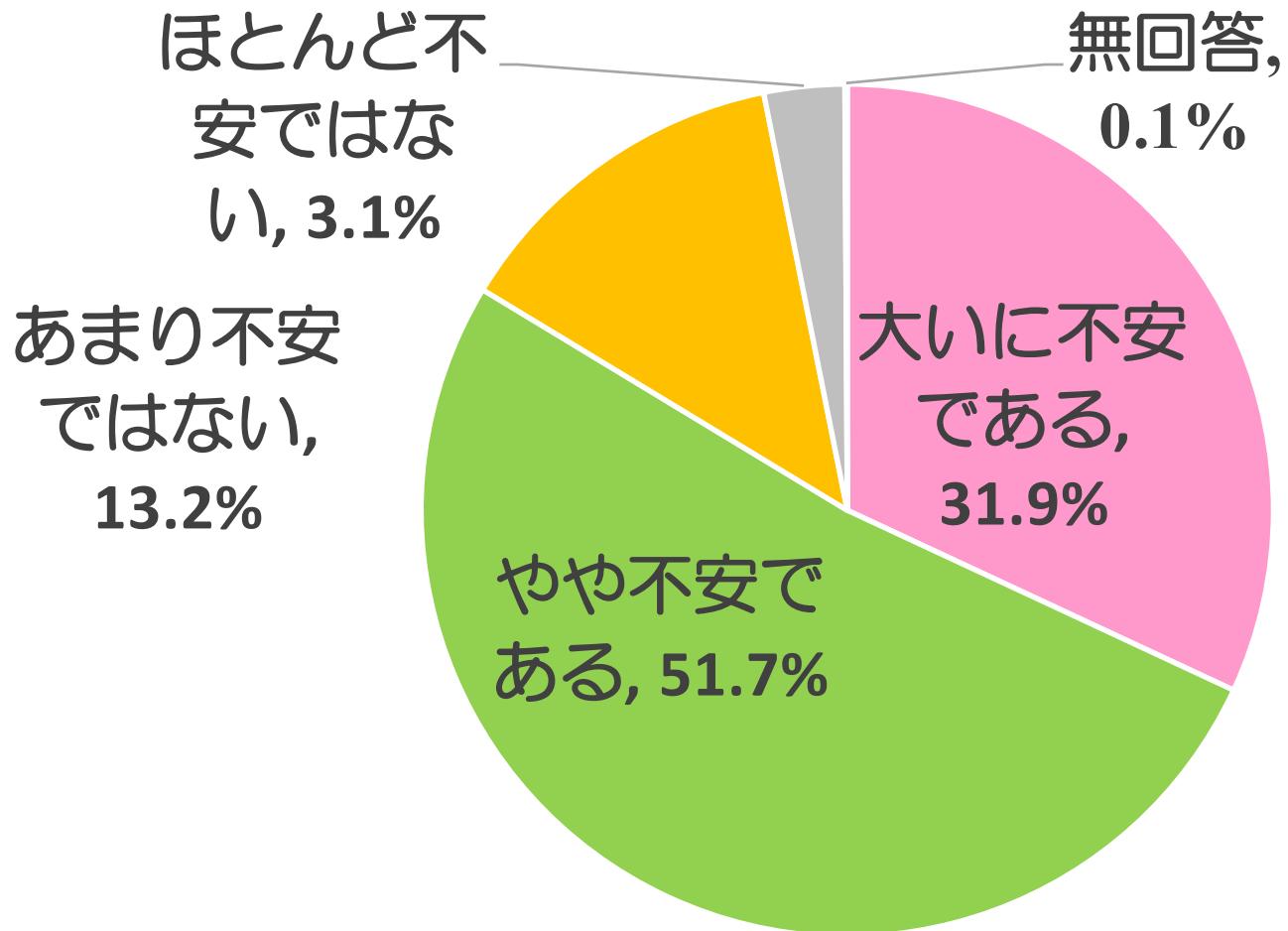
全ての公立保育園(8園)

私立幼稚園(1園)

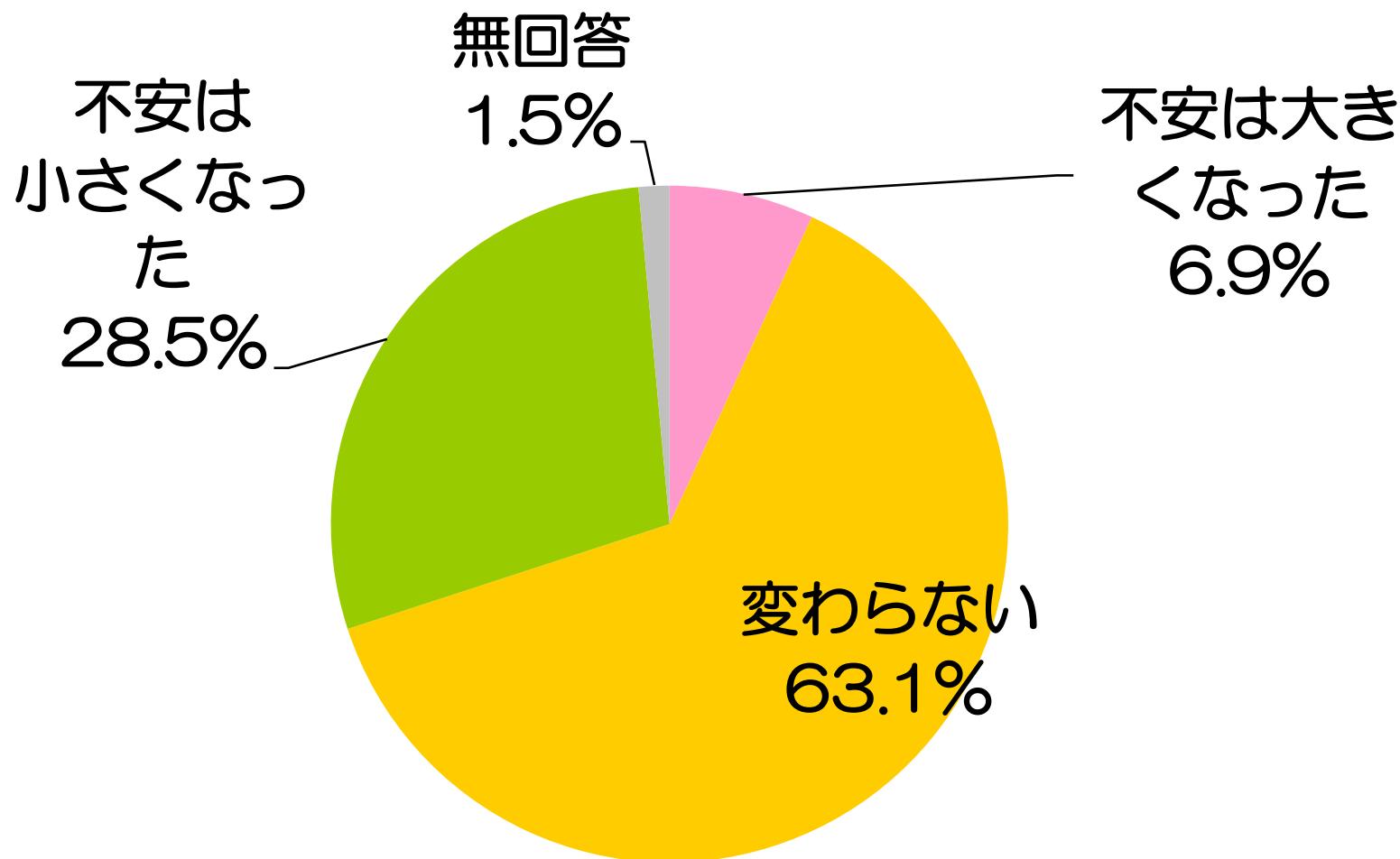
＜回収数と回収率＞

2,202件回収(回収率 約68%)

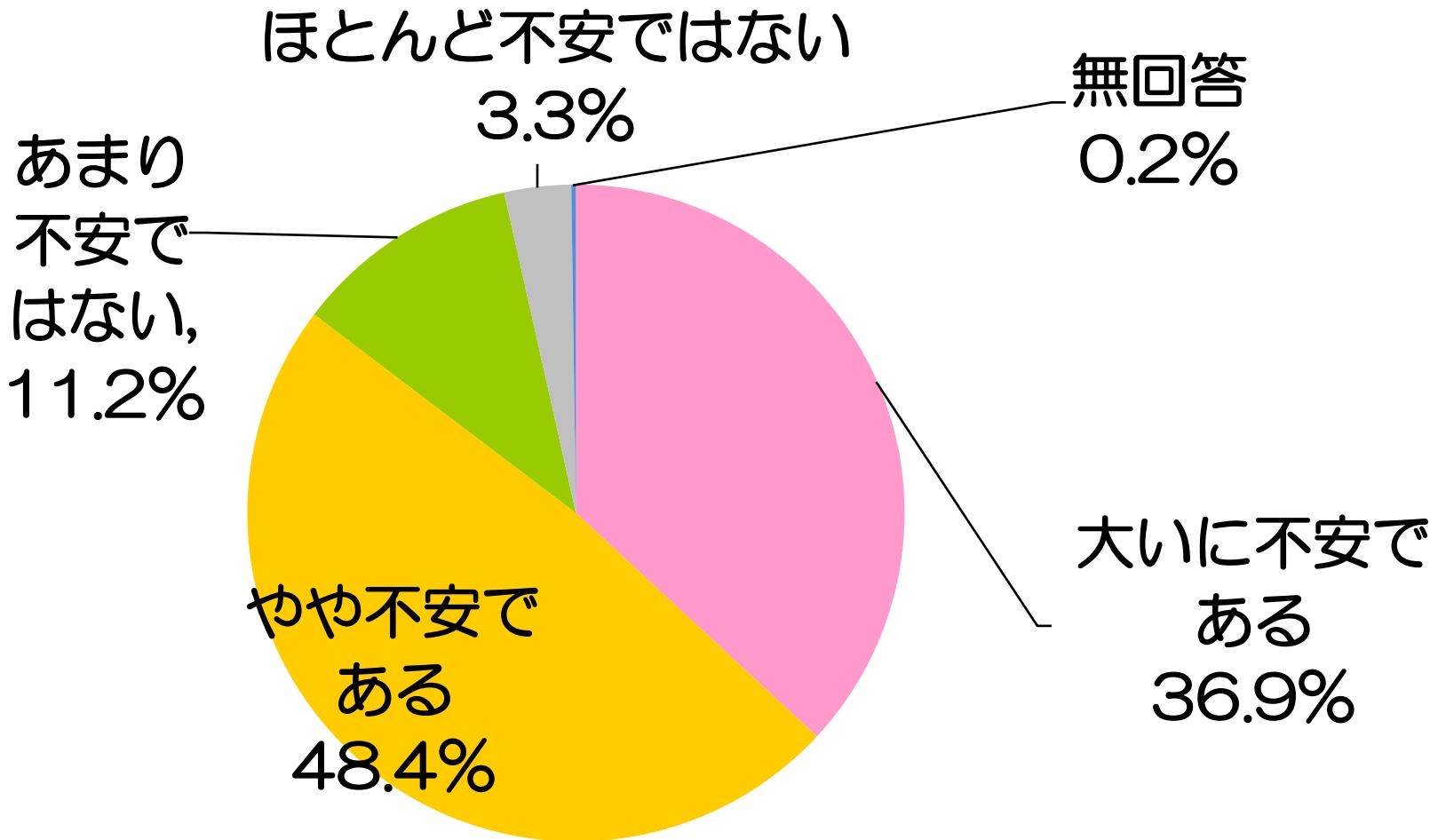
## 2-6 外部被ばくが子どもの健康に及ぼす影響について、現在不安を感じていますか。



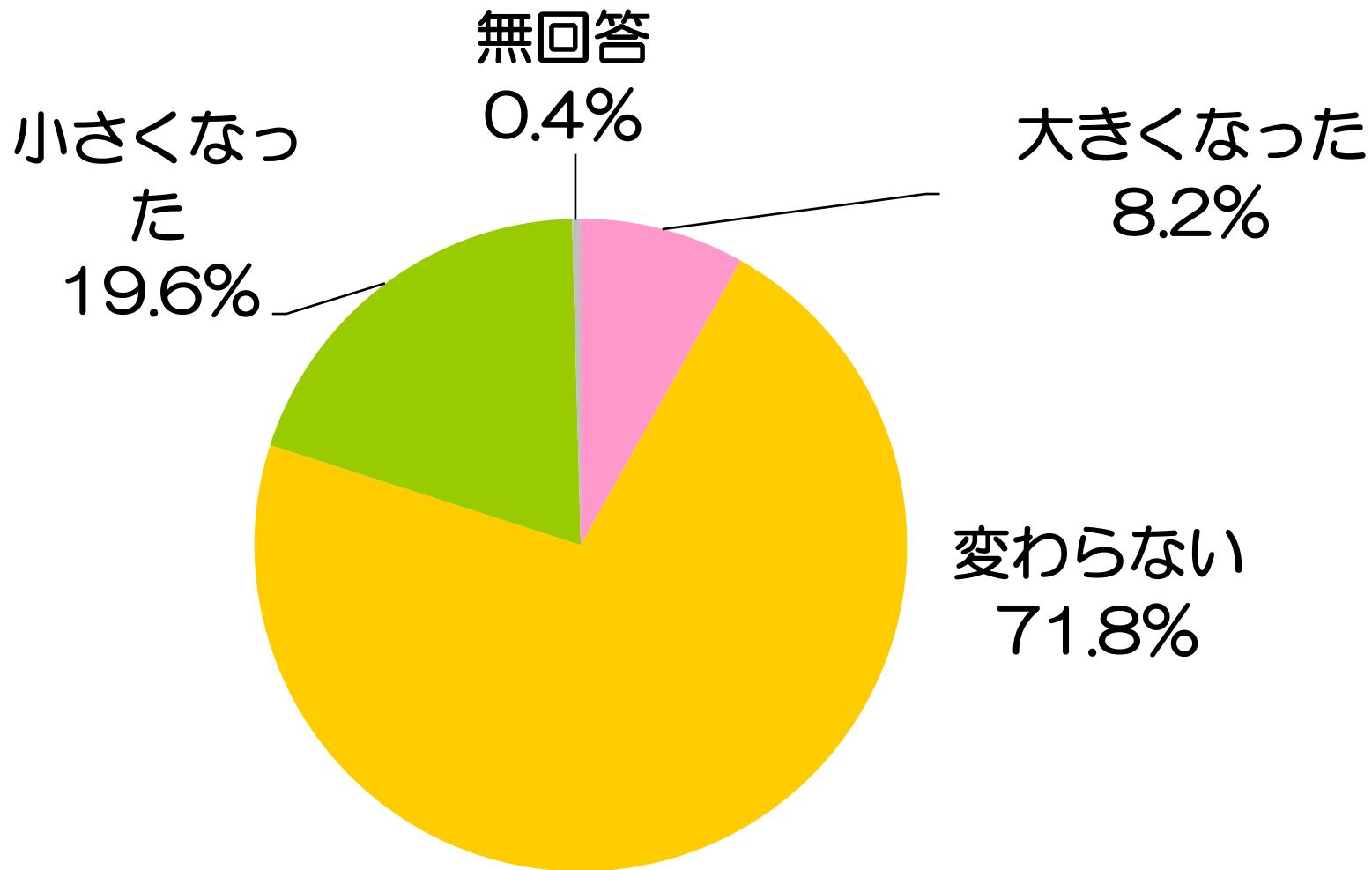
## 2-7 外部被ばくによる健康不安は、事故後3年目を迎えて変化しましたか。



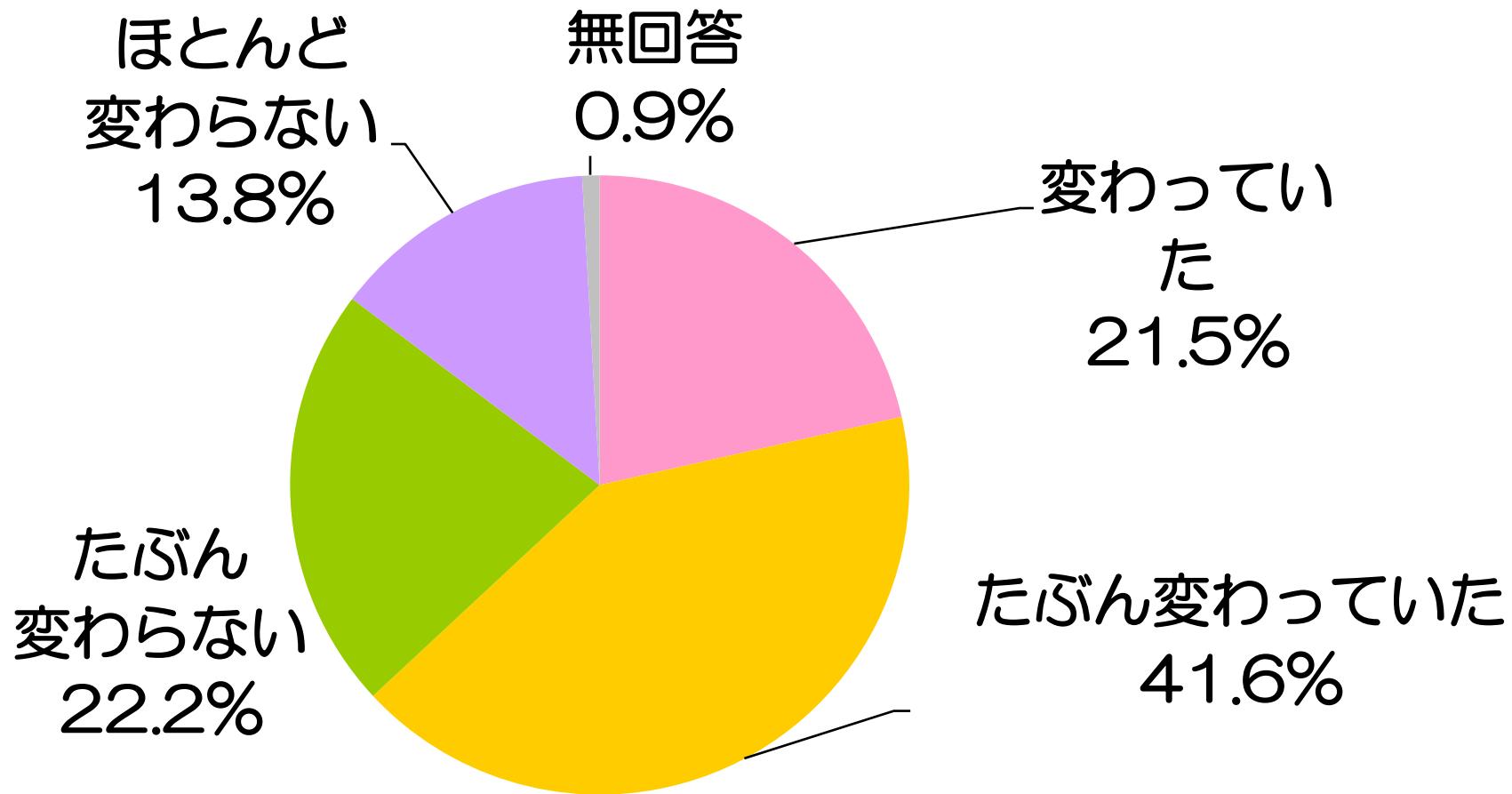
## 2-8 内部被ばくが子どもの健康に及ぼす影響について、現在不安を感じていますか。



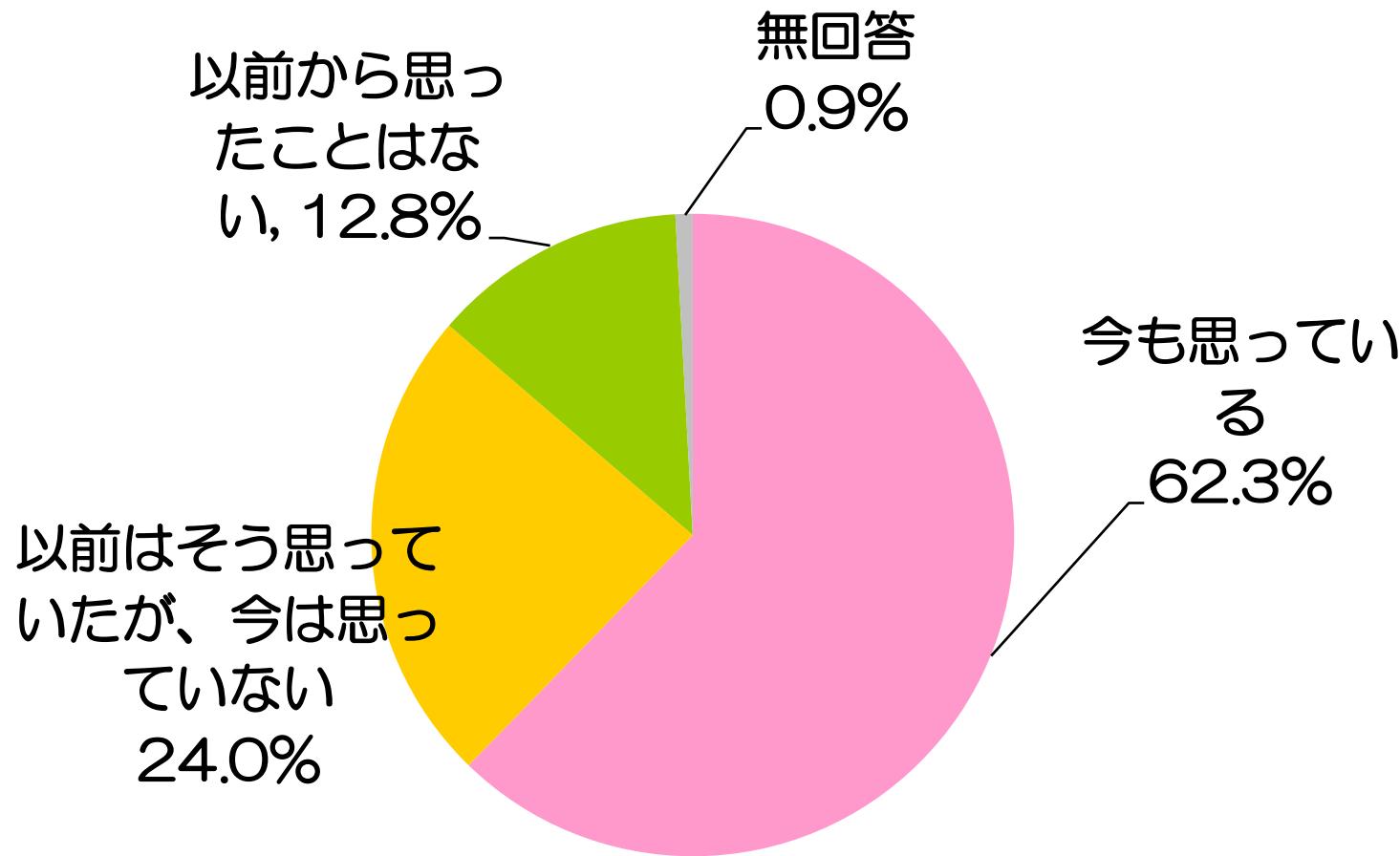
## 2-9 内部被ばくによる健康不安は、事故後3年目を迎えて変化しましたか。



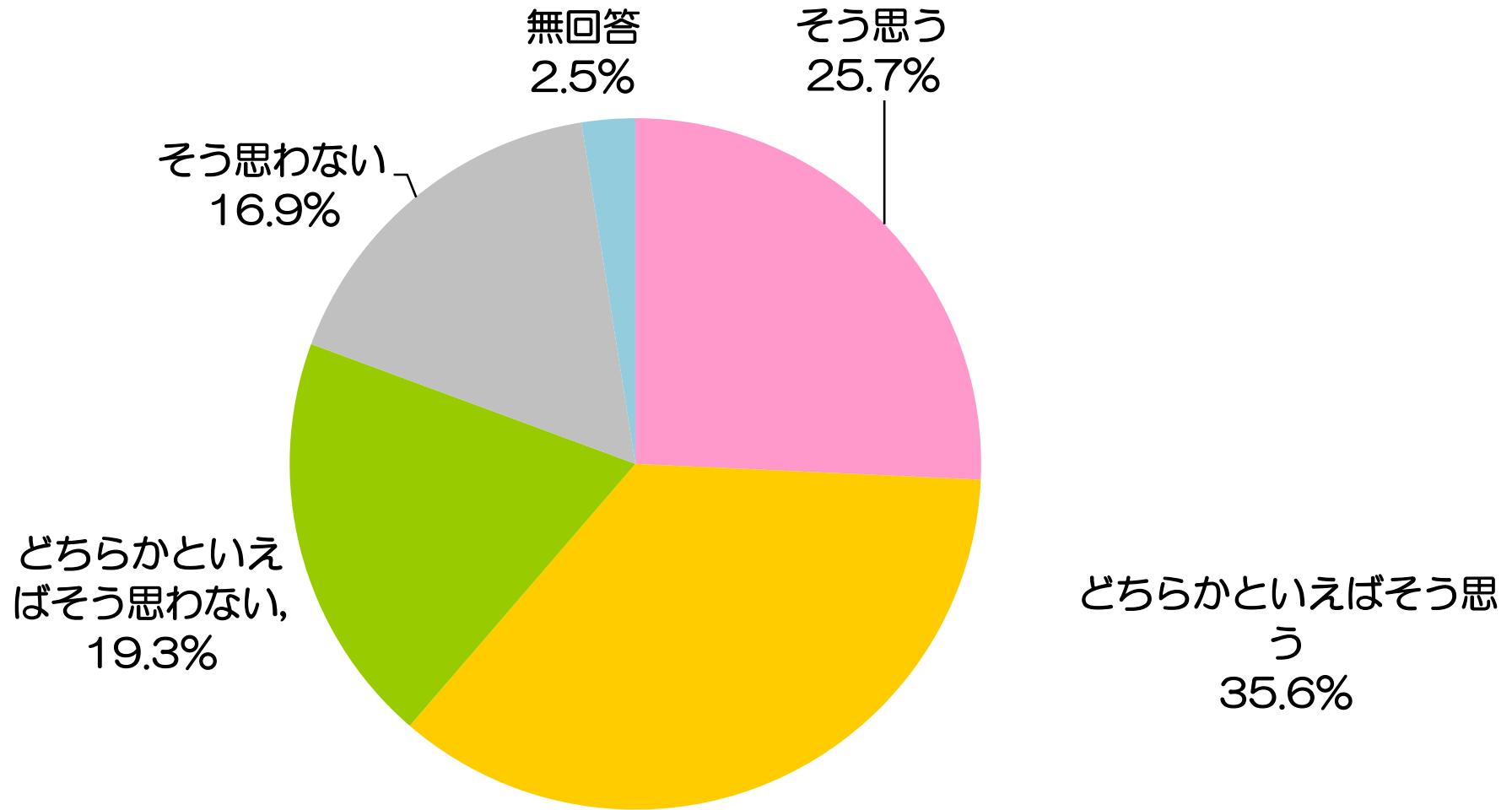
2-10 原発事故や放射能放射性物質に関する知識や  
情報が事故当時にあつたら、事故当時の行動は変  
わっていたと思いますか。



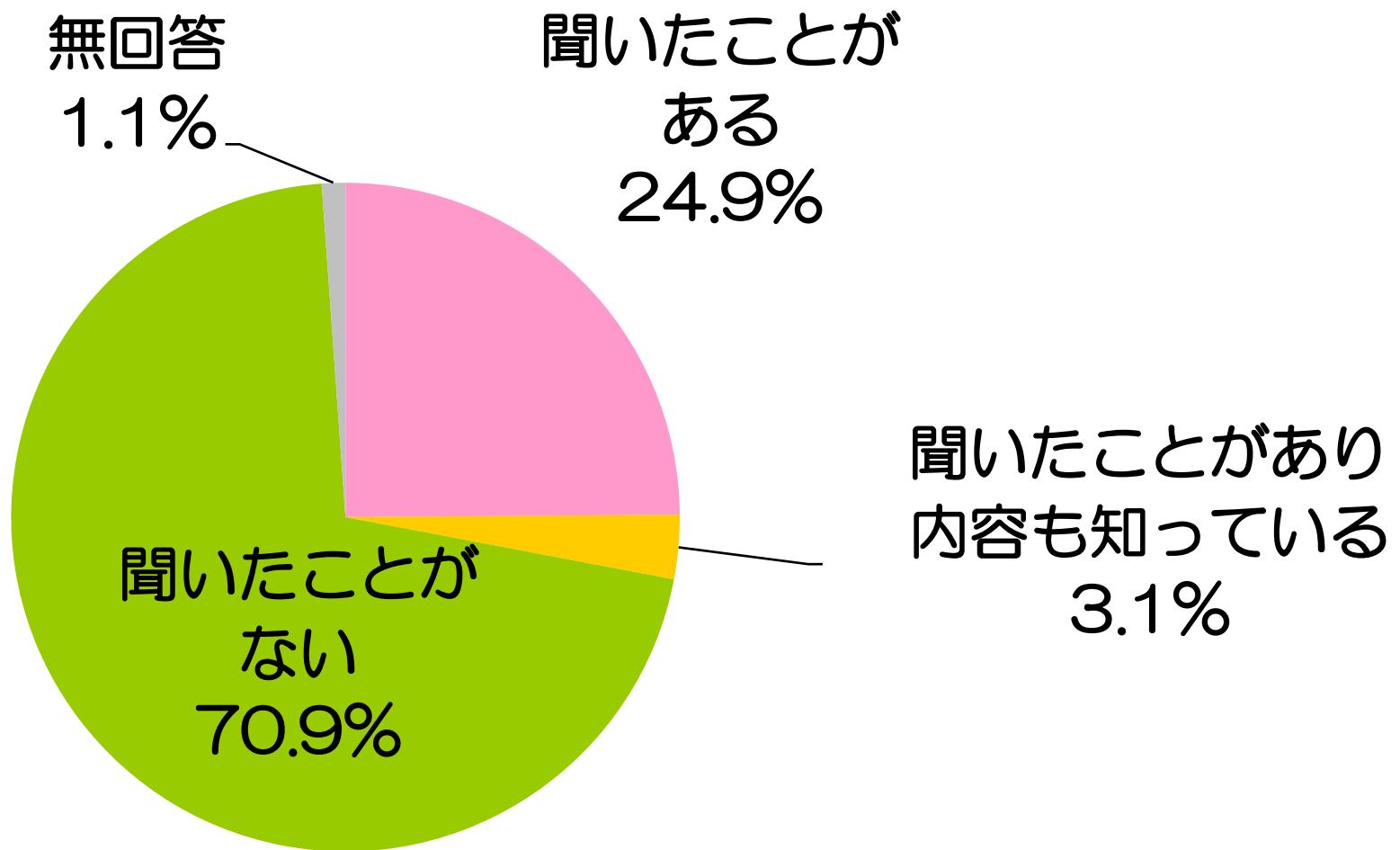
## 2-11 栃木県北地域の子どもたちの 将来が心配である。



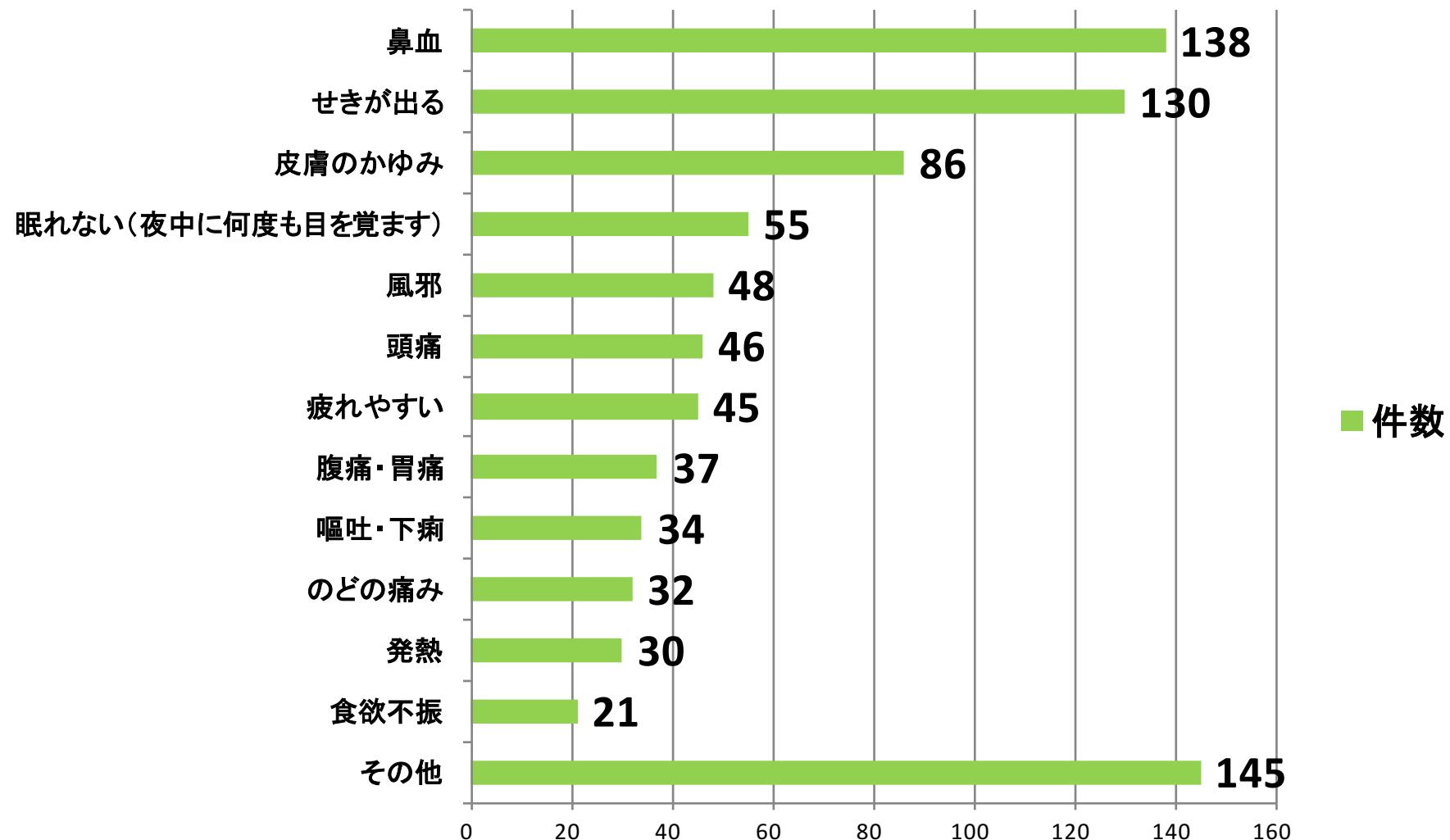
## 2-12 放射性物質への対応をめぐって 女性・母親の声が十分に反映されていない。



## 2-13 「原発事故子ども被災者支援法」について知っていますか。



## 2-14 お子さんの健康状態に関して、事故前になかった症状で 次のような症状が過去1年間にみられましたか。(複数回答)



## 2-15 健康調査を求める声

- 栃木県内の民間甲状腺検査受検者アンケート  
実施期間：2015年6月から12月まで  
165世帯回答（回収率約85%）  
99% 国や自治体が責任をもって健康調査を行うことを希望する  
81% 全員学校で実施  
82% 年に1回の実施  
74% 今後10年以上なるべく長期に  
85% 甲状腺検査以外にも拡大

## 3-1 福島県内の汚染地域からの避難者

- 福島県出身の避難者 (2016年5月現在)  
福島県内の避難者 50,662人  
福島県外の避難者 41,532  
(避難指定区域以外からの「自主避難者」を含む)
- 2,809人の福島県からの避難者が栃木県に暮らす  
(2016年5月現在)

## 3-2 栃木県への避難者への聞き取り調査

調査期間：2012年4月から現在

- 自宅は避難指示区域内にあり、息子一家と3世帯同居をしているが、除染をしても若い世代は戻りたくないと言っている。
- 夫婦間で放射線の健康影響に関する認識が異なり、原発離婚を心配している。
- 事故当時12歳だった長女が放射線の健康影響に強い不安を抱いており、戻りたくないと言っている。

### 3-3 汚染地域の居住者(福島県)

○福島県での聞き取り調査(2013年12月から現在)

福島市にて

自宅の除染はようやく2013年になってから実現

汚染土はビニールシートがかぶせられたまま敷地内に置かれている

二本松市にて

自宅すぐそばに高濃度の汚染が計測されている山木屋地区がある

放射能の汚染についてはストレスになるので考えないようにしている

## 3-4 福島への帰還者の声

- 2016年5月の二本松市での聞き取り調査より

バッグに入れられた汚染土を見ながら暮らすことへの疲れ。以前と同じように里山の恵みを感じながら暮らすことができない。子どもの健康状態は常に心配している。



## 3-5 福島県外避難者へのアンケート(2015)

福島県が実施／16.417件の回答(回収率32.9%)

- 今後の生活の予定

35.6% 無回答

22.3% 現在の避難先市区町村(福島県外)に定住したい

20.6% 未定

15.4% 被災当時の居住地と同じ市町村に戻りたい

2.6% 現在の避難先とは別の都道府県に定住したい

2.1% 避難当時の居住地とは別の福島県内の市町村  
に戻りたい

1.3% その他

## 4-1 今後の課題 ①

- ・何よりもまず、放射線による健康不安を自由に話すことが困難な状況を克服するための対策が必要
- ・不安解消のために、除染、空間放射線量の測定、土壤汚染調査、食品測定、健康調査に長期的に取り組む必要性

## 4-2 今後の課題 2

- 利用率の低い線量計の貸し出し、食品検査、健康調査支援について、**利用しやすくする工夫や検査結果の丁寧な説明が必要**

**福島市の取り組み：食品の非破壊検査機器の導入**

利用しやすさ・検査時間の短縮(5分)・結果の説明  
ベラルーシでの取り組み

小学校に食品検査機器設置

小学校の授業で測定方法やその結果の評価を学習

## 3-2 今後の課題 ②

- ・ 生産者・観光業など、放射能汚染問題によって、**経済的に打撃を受ける関係者への支援**  
**福島と他の被災県をつなぎながら対策を考える必要性**
- ・ 被災者の声の発信・記録 → 広範な当事者意識の醸成
- ・ 「原発事故子ども・被災者支援法」の理念に則った実施の要求
- ・ 「健康に対する権利」が保障されていない現状を訴え続けることの重要性
- ・ 権利が侵害されていることを当事者も認識していない現状をどのように打開すればよいか
- ・ 放射能汚染問題を自由に議論できない現状を変えるには

参考:

Nanako Shimizu (2015) “Human Insecurity Caused by the Dysfunction of the State: New Security Issues in Post-Fukushima Japan,” in *Asian Journal of Peacebuilding*, Volume 3, No.2, (November 2015) pp. 165-187

[http://tongil.snu.ac.kr/ajp\\_pdf/201512/02\\_Nanako%20Shimizu.pdf](http://tongil.snu.ac.kr/ajp_pdf/201512/02_Nanako%20Shimizu.pdf)